

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(発行日決済取引に係る委託保証金の有価証券による代用等)</p> <p>第32条 <u>第39条の2</u>及び第40条の規定は、発行日決済取引に係る<u>委託保証金として差し入れる金銭の種類及び委託保証金の有価証券による代用</u>について準用する。</p>	<p>(発行日決済取引に係る委託保証金の有価証券による代用)</p> <p>第32条 第40条の規定は、発行日決済取引に係る委託保証金の有価証券による代用について準用する。</p>
<p>(委託保証金として差し入れる金銭の種類等)</p> <p><u>第39条の2</u> 前条に規定する委託保証金として差し入れることができる金銭は、円貨又は米ドルとする。</p> <p><u>2</u> <u>米ドルにより差し入れられる前条に規定する委託保証金(同条に規定する受入保証金を含む。)</u>の金銭の額については、取引参加者が指定する外国為替相場により円貨に換算した価格に<u>100分の95</u>を乗じた額とする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価(次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。以下この項及び第45条第2項において同じ。)に当該各号に定める率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p><u>(14) 米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第6条の規定により米国証券取引委員会(U.S. Securities and</u></p>	<p>(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価(次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。第45条第2項において同じ。)に当該各号に定める率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(新設)</p>

Exchange Commission)に登録されている金融商品取引所に上場されている外国株券等（新投資口予約権証券及び投資法人債券に類する証券を除く。以下この条において同じ。） 100分の60（次項第5号に規定する時価が差入時の直近のものである場合にあっては、100分の70）

3 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 前項第14号に規定する外国株券等

同号に規定する金融商品取引所における終値又は気配相場（取引参加者が指定する外国為替相場により円貨に換算した価格とする。）

#### 付 則

1 この改正規定は、令和元年7月16日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和元年7月16日から施行することが適当でないとき当該取引所が認める場合には、同日以後の当該取引所が定める日から施行する。

3 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(新設)